

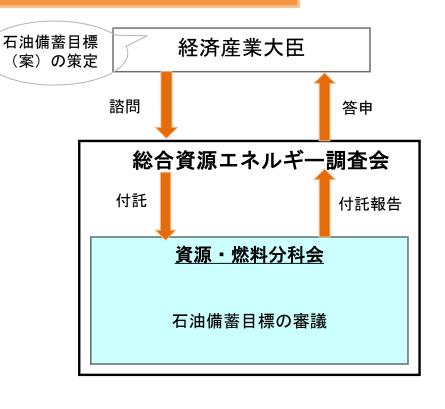
2019年度から2023年度までの 石油・LPガス備蓄目標(案)について

令和元年6月 資源エネルギー庁 資源・燃料部

1. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標を定めるもの。
- 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設。

石油備蓄目標の策定の流れ



- ■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)
- 第4条 <u>経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、</u>経済産業省令で定めるところにより、<u>当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標</u>(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。
- 2 石油備蓄目標に定める事項は、<u>石油(石油ガスを除く。)及</u> び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。
 - ー 備蓄の数量に関する事項
 - 二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項
- 3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。
- 4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

2-1. 我が国の石油備蓄の現状

● 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「国家備蓄」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「民間備蓄」、③UAE(アラブ首長国連邦)とサウジアラビアとの間で2009年以降開始した「産油国共同備蓄」で構成される。

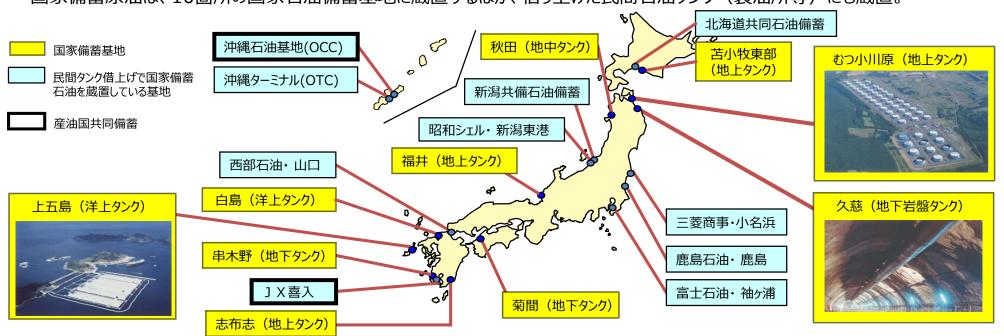
・国家備蓄: 原油4,701万kl・製品 143万kl (IEA基準:110日分、備蓄法基準:132日分)

・民間備蓄: 原油1,522万kl・製品1,507万kl (IEA基準: 71日分、備蓄法基準: 85日分)

•産油国共同備蓄 (**) :原油193万kl(IEA基準:4日分、備蓄法基準:5日分) (**)

(参考)我が国の国家備蓄石油の蔵置場所(原油)

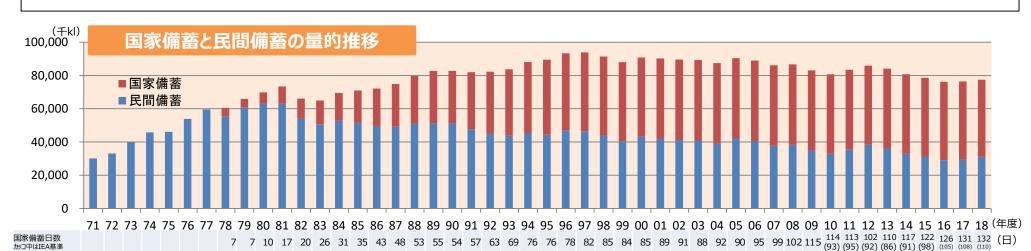
国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク(製油所等)にも蔵置。



(※) 産油国共同備蓄:我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることが保証されたもの。エネルギー基本計画(平成26(2014)年閣議決定)において「第3の備蓄」と位置付けられている。

2-2.我が国の石油備蓄の歴史

- <u>昭和47(1972)年</u>:経済協力開発機構(OECD)の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく<u>民間備蓄を開始</u> (60日備蓄増強計画)。
- 昭和49(1974)年:オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関 (IEA)設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50(1975)年:石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化(90日)。
- <u>昭和53(1978)年</u>:審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、<u>国家備蓄を開始</u>。
- <u>昭和62(1987)年</u>:審議会報告において、<u>国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ</u>、<u>民間備蓄は</u> 備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成5(1993)年:民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。平成10(1998)年:国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。
- 平成27 (2015) 年:分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。これを受け、石油備蓄目標を日数ベースに変更。国家備蓄は「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量を確保することした。



48 52 56 68 71 85 90 81 88 90 101 93 94 97 92 94 92 94 89 88 80 77 76 81 74 79 80 79 72 78 77 78 74 74 78 79 77 81 84 79 84 83 83 80 81 78 79 85 (日)

48 52 56 68 71 85 90 88 95 100 117 113 120 128 126 138 140 147 144 142 137 140 145 157 150 156 163 163 165 163 166 169 163 166 168 174 177 184 199 193 197 185 193 197 203 204 210 217 (日)

※石油備蓄量は年度末実績。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数(備蓄法基準)。資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

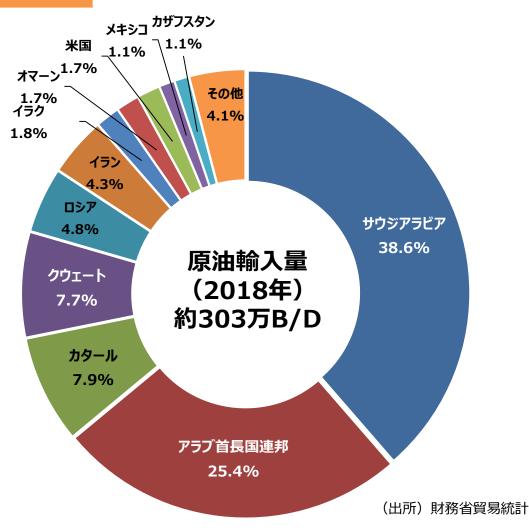
※民間備蓄量(日数)は、基準備蓄量(備蓄義務日数)と民間在庫量(日数)の合計。

民間備蓄日数

2-3. 石油備蓄を巡る昨今の情勢

● 我が国の原油輸入における中東依存度は約88%であり、中東情勢の不安定化等による 原油調達の不確実性が高い。

我が国の原油輸入先内訳



2-4. 今年度以降5年間の石油備蓄目標の考え方

(1)目標設定の基本方針

● 我が国の石油輸入における中東依存度の高さや供給途絶リスクを踏まえれば、万全の備えを維持していくべき。

今後も有事における国民生活を支えるため、現状の石油備蓄水準を維持していくべき。

(2)目標設定の前提

【民間備蓄】

石油備蓄法令により、石油精製業者等の基準備蓄量の合計は、我が国の石油の消費量の70日分と定められている。

【国家備蓄(及び産油国共同備蓄)】

● 国家備蓄はこれまで約5,000万klの数量を維持してきたが、平成27年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示され、平成27年度の目標策定以降、国家備蓄は「**産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量**」を確保することとしている。

2-5.2019年度~2023年度の石油備蓄目標(案)

①備蓄の数量

民間備蓄:消費量の70日分に相当する量。

国家備蓄:産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に

相当する量。

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量 なし

2-6. (参考) 備蓄対象の燃料油の今後の国内需要見通し

● 我が国の備蓄対象の燃料油(電力用を除く)の需要は、今後5年間で7.9%の減少見込み。

石油製品需要見通し(備蓄対象の燃料油)

	実績見込			年率	全体			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2018/2023	2018/2023
ガソリン	50,769 –	49,975 ▲1.6%	48,870 ▲ 2.2%	47,771 ▲ 2.2%	46,569 ▲ 2.5%	45,382 ▲2.5%	▲2.2%	▲10.6%
ジェット燃料油	5,299 –	5,303 +0.1%	5,296 ▲0.1%	5,287 ▲0.2%	5,279 ▲0.2%	5,283 +0.1%	▲0.1%	▲0.3%
灯油	14,786 –	15,092 +2.1%	14,557 ▲3.5%	14,166 ▲2.7%	13,770 ▲ 2.8%	13,429 ▲2.5%	▲ 1.9%	▲9.2%
軽油	33,920 –	34,009 +0.3%	33,909 ▲0.3%	33,854 ▲0.2%	33,815 ▲0.1%	33,860 +0.1%	▲0.0%	▲0.2%
A重油	11,171 –	10,742 ▲3.8%	10,373 ▲3.4%	10,008 ▲3.5%	9,695 ▲ 3.1%	9,409 ▲2.9%	▲3.4%	▲15.8%
一般用B・C重油	4,960 –	4,771 ▲3.8%	4,563 ▲ 4.4%	4,354 ▲ 4.6%	4,168 ▲4.3%	4,007 ▲3.9%	▲ 4.2%	▲19.2%
電力用C重油	(7,170) –	-	-	-	_	-	_	_
電力用原油	_	_	_	_	_	-	_	_
備蓄対象の燃料油計 (電力用を除く)	120,905	119,892 ▲0.8%	117,568 ▲1.9%	115,440 ▲1.8%	113,296 ▲1.9%	111,370 ▲1.7%	▲ 1.6%	▲ 7.9%

[※] 実績見込及び見通しの上段の数字は燃料油内需量(千kl)。下段の数字は対前年度比(%)。

^{※ 「2019}年度~2023年度石油製品需要見通し【燃料油編】」(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査WG(平成31年4月1日) 資料)を基に作成。なお、電力用C重油及び電力用原油は、需要見通しを策定していないため記載していない。

3-1. 我が国の L P ガス 備蓄 の 現状

● 我が国の L P ガス備蓄は、①国が保有する「国家備蓄」と、②石油備蓄法に基づき L P ガス輸入業者が義務として保有する「民間備蓄」で構成される。

・国家備蓄:140万トン(50日分) ・民間備蓄:150万トン(51日分)

(平成31年3月末時点)

七尾基地

(参考)我が国の国家備蓄LPガスの蔵置場所



七尾(石川県)

施設容量 25万% 備蓄方式 地上低温

倉敷 (岡山県)

施設容量 40万% 備蓄方式 地下常温



福島(長崎県)

施設容量 20万% 備蓄方式 地上低温



神栖(茨城県)

施設容量 20万% 備蓄方式 地上低温



(上:地上設備、

下:地下岩盤貯槽)





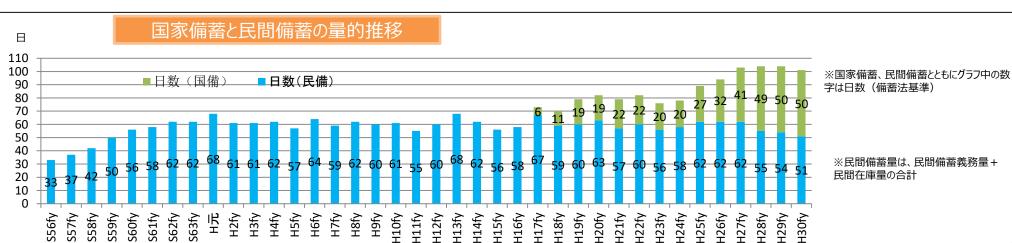


波方(愛媛県)

施設容量 45万% 備蓄方式 地下常温

3-2. 我が国の L P ガス 備蓄の 歴史

- 昭和56(1981)年:昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に民間備蓄義務(50日)を開始。
- 平成元(1989)年(昭和63(1988)年度末):50日備蓄が達成。
- 平成4 (1992) 年:平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標を策定。
- 平成17(2005)年:国家備蓄基地(地上3基地)の完成。ガス購入開始。
- 平成25(2013)年:国家備蓄基地(地下2基地)の完成。ガス購入開始。
- 平成29(2017)年:7月に輸入量の50日分程度に相当する量に国家備蓄目標を変更。
- 平成29 (2017) 年:11月に倉敷 (地下) 基地へのガス蔵置を以て、国家備蓄目標を達成。
- 平成29年(2017)年:12月に石油備蓄法施行規則改正。民間備蓄義務日数を40日に引き下 げ(30年2月より適応)



3 - 3. L P ガス備蓄を巡る昨今の情勢①

- 電力用途を除いた2019 (令和1)年度LPガス需要見通しは2018 (平成30)年度実績見込比 +0.7%の約1,444万トン、2023年度は-1.0%の約1,420万トンとなる見通し。
- 本需要見通しを基に試算される輸入量によれば、国家備蓄として蔵置している約140万トンは、 今後5年間に亘り、50日分程度を満たす見込み。

液化石油ガスの需要見通し

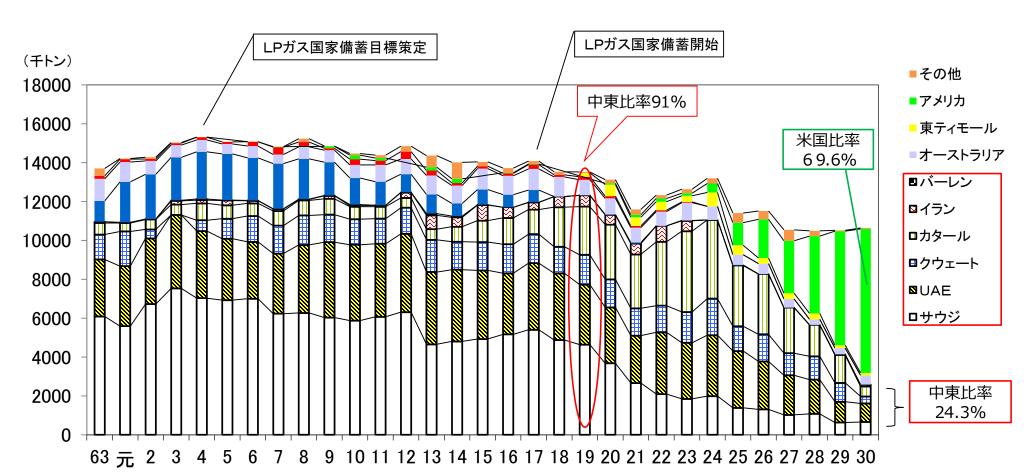
(注1) 上段の数字は液化石油ガス内需量 単位:千トン(注2) 下段の数字は前年度比 単位:%

	年度		績	実績見込	見通し					年率	全体	構成比	
剖	門中原	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2018/ 2023	2018/ 2023	2018 年度	2023 年度
家庭業務用	6,275	6,384	6,117	6,051	5,975	5,915	5,853	5,808	▲1.0%	▲ 5.1%	42.6%	40.9%	
		+1.7%	▲ 4.2%	▲1.1%	▲1.3%	▲1.0%	▲1.0%	▲0.8%					
工業用	3,030	3,309	3,197	3,251	3,287	3,302	3,317	3,331	+0.8%	+4.2%	22.3%	23.5%	
		+9.2%	▲3.4%	+1.7%	+1.1%	+0.5%	+0.5%	+0.4%					
都市ガス用	995	1,110	1,196	1,273	1,368	1,388	1,391	1,401	+3.2%	+17.1%	8.3%	9.9%	
1EP	תאתנוי		+11.6%	+7.7%	+6.4%	+7.5%	+1.5%	+0.2%	+0.7%	+3.2%	717.1%	0.3%	9.9%
白	白新市田	985	940	875	825	778	727	683	643	A 6 00/	▲ 26.5%	6.1%	4.5%
自動車用		▲4.6%	▲6.9%	▲ 5.7%	▲ 5.7%	▲6.4%	▲6.1%	▲5.9%	▲0.0%	20.5%	0.1%	4.5%	
化学原料用	2,572	2,762	2,958	3,039	3,001	3,024	3,023	3,014	+0.4%	+1.9%	20.6%	21.2%	
		+7.4%	+7.1%	+2.7%	▲1.3%	+0.8%	▲0.0%	▲0.3%					
	需要合計 (電力用除〈)	13,857	14,505	14,343	14,439	14,409	14,356	14,267	14,197	▲0.2%	▲1.0%	100.0%	100.0%
			+4.7%	▲1.1%	+0.7%	▲0.2%	▲0.4%	▲0.6%	▲ 0.5%				
参	電力用	294	182	142						_		1.0%	
多考	国 亜 会計	14,151 14,687	14,485								101.0%		
			+3.8%	▲1.4%		_		_	_		_	101.0%	_

3-3. L P ガス備蓄を巡る昨今の情勢②

● 近年、米国からの輸入(平成30年度は米国が約70%で第1位)に伴い、中東依存度は、ピークの平成19年度91%から平成30年度24%に低下。

LPガスの輸入量と中東依存度



(出所)日本LPガス協会資料

3-4. 今年度以降5年間のLPガス備蓄目標の考え方

(1)目標設定の基本方針

- 国内における L P ガス需要は微減することが見込まれるが、我が国の L P ガス輸入における 供給途絶リスクを踏まえれば、万全の備えを維持していくべき。
- 今後も有事における国民生活を支えるため、国家備蓄と民間備蓄を合わせて90日となる備蓄水準を保持する。

(2)目標設定の前提

【民間備蓄】

● 石油備蓄法令によりLPガス輸入業者の基準備蓄量の合計は、我が国LPガス輸入量の 40日と定められている。

【国家備蓄】

● 平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において「これまでの数量ベースから日数ベースに変更することとし、これまで140万tを目標に備蓄増強を行ってきたことを踏まえ、これに相当する輸入量の50日分程度の量とする」とした。

3-5. 2019年度~2023年度のLPガス備蓄目標(案)

①備蓄の数量

民間備蓄:輸入量の40日分に相当する量

国家備蓄:輸入量の50日分程度に相当する量

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量 なし